

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

2026年8月18日

楽天モバイル株式会社

## 目次

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 第1章 総則 .....                 | 3 |
| 第1条 計画の目的及び基本方針 .....        | 3 |
| 第2条 業務計画の運用 .....            | 3 |
| 第2章 実施体制 .....               | 4 |
| 第3条 新型インフルエンザ等対策の実施体制 .....  | 4 |
| 第4条 情報収集体制の構築 .....          | 4 |
| 第5条 関係機関との連携 .....           | 4 |
| 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項 ..... | 6 |
| 第6条 重要通信の確保と優先的取扱い .....     | 6 |
| 第7条 業務継続と人員計画の立案 .....       | 6 |
| 第8条 感染対策の検討・実施 .....         | 6 |
| 第4章 教育、訓練、業務計画の見直し .....     | 7 |
| 第9条 教育及び訓練 .....             | 7 |
| 第10条 計画の見直し等 .....           | 7 |

## 第1章 総則

(計画の目的及び基本方針)

### 第1条

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第9条の規定に基づき、楽天モバイル株式会社（以下「当社」という。）が指定公共機関として、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えるとともに、通信事業者として社会インフラの維持に貢献するため、次に掲げる事項を定め、円滑かつ適切な対策及び事業維持を遂行することを目的とする。

- (1) 当社が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

(業務計画の運用)

### 第2条

本計画は、社員等の安全確保を最優先としつつ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画で示された発生段階の区分を前提として運用する。なお、情勢の変化等を踏まえて国等が提供する正確な情報を適宜入手し、本計画を基本としつつ、柔軟かつ的確な対応を行うものとする。

## 第2章 実施体制

### (新型インフルエンザ等対策の実施体制)

#### 第3条

準備期において、当社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染対策及び重要通信確保のための、本部の長及び組織編成等を、別途、定めておく。

2 初動期以降、新型インフルエンザ等が発生した場合は、次の各号に定めるとおり、対応を行う。

- (1) 国等から情報を収集し、必要があると認めるときには、当社に対策本部を設置する。
- (2) 当社は、国の対処方針、政府対策本部の廃止その他状況の変化に照らし、対策本部の下で対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、対策本部を廃止する。

### (情報収集体制の構築)

#### 第4条

準備期から、当社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、地方公共団体及び関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、社内へ共有する。

2 当社は、国や地方公共団体が発信する新型インフルエンザ等対策の実施状況及び感染対策その他の情報等を収集・整理し、社内及び社外関係機関への共有を適時かつ適切に実施するため、次の各号の体制を確立するよう努める。

- (1) 国、地方公共団体および社外関係機関との情報連絡体制
- (2) 発生時における情報収集、共有体制等社内の連絡体制
- (3) 従業員等並びにその家族の新型インフルエンザ等の情報提供方法、罹患状況及び出社可能状況の把握方法

### (関係機関との連携)

#### 第5条

当社は、新型インフルエンザ等対策が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を図る。

- (1) 当社における対応として、楽天グループ株式会社及びグループ各社と連携し、内閣感染症危機管理統括庁、総務省、その他関係政府機関及び地方公共団体並びに社外関係機関、ライフライン事業者及び報道機関等と新型インフルエンザ等対策業務計画に関し、連絡調整を図る。

- (2) 地域における連携として、新型インフルエンザ等対策を効果的に推進するため、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係自治体と連携を図る。
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、特措法第27条に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について支援・協力を求めるものとする。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (重要通信の確保と優先的取扱い)

#### 第6条

当社は、準備期から社会機能の維持に必要な重要通信の確保を図るため、設備の状況を継続的に監視する。

- 2 初動期以降の新型インフルエンザ等の発生時においては、国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う新型インフルエンザ等対策に必要な重要通信を優先的に取り扱う。
- 3 通信輻輳が発生し、またはそのおそれがある場合には、重要通信を円滑に行えるよう、必要に応じて通信の制限を行う。

#### (業務継続と人員計画の立案)

#### 第7条

新型インフルエンザ等の発生時においては、出勤率が低下した場合においても重要業務を特定し、継続できるよう、発生時の状況に応じた人員計画を立案し、策定する。

#### (感染対策の検討・実施)

#### 第8条

当社は、新型インフルエンザ等感染症対策として、次に定める対策を講じるものとする。

- (1) 国等の指針に基づき、社員への感染予防策の徹底と啓発、教育、周知を行う。また、店舗、事業所、各拠点における入館管理、対人距離確保、消毒等の感染拡大防止策を策定し、実施する。
- (2) 感染症対策に必要な感染症対策物資（不織布製マスク、手指消毒用アルコール等）を備蓄し、定期的に点検を実施する。必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関と連携し、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、協力するよう努める。
- (3) 症状のある社員等の出勤停止、感染者（疑いがある者も含む）が発生した場合の対応方法の周知、休務した従業者本人や同居者等の健康状態の確認、休務理由の把握を行う。また、来訪者に対するマスク着用その他の感染防止に関する措置を周知する。

## 第4章 教育、訓練、業務計画の見直し

### (教育及び訓練)

#### 第9条

当社は、社員の安全確保を図るとともに、関係社員が迅速かつ適切な新型インフルエンザ等対策を遂行できるよう、次に掲げる教育及び訓練を実施する。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する社員への啓発活動として、感染対策、担当業務における対応、感染症に関する基本情報、業務計画の内容、知識の普及・向上を目的とした教育を実施する。
- (2) 新型インフルエンザ等対策を円滑、かつ迅速に実施するため、訓練を実施するように努める。また、国または地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策についての訓練に参加する。

### (計画の見直し等)

#### 第10条

当社は、特措法その他の法令に基づく諸計画等と調整を図り、本計画の内容について常に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正または変更する。

- 2 本計画を変更した場合には、総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告し（軽微な変更の場合を除く）、関係都道府県知事に通知するとともに、公表する。